

一関地区広域行政組合会計管理者の補助組織に関する規則

平成18年4月1日

一関地区広域行政組合規則第5号

改正 平成19年3月30日 規則第4号

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第5項の規定に基づき、会計管理者の権限に属する事務を処理させるため補助組織として会計課（以下「課」という。）を設置する。

2 課は、管理者の権限に属する事務の一部をあわせ分掌するものとする。

3 課に出納係及び審査係を置く。

(事務分掌等)

第2条 課の各係の分掌事務、職員及び職務等は、一関市会計管理者の補助組織に関する規則（平成17年一関市規則第4号）の例による。この場合において、「市長」とあるのは「管理者」と、「総務部長」とあるのは「事務局長」と、「職員課長」とあるのは「職員主幹」と、「一関市市長部局代決専決規程（平成17年一関市訓令第11号）」とあるのは「一関地区広域行政組合管理者部局代決専決規程（平成18年一関地区広域行政組合訓令第2号）」と、「一関市市長部局代決専決規程」とあるのは「一関地区広域行政組合管理者部局代決専決規程」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第4号）

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 一関地区広域行政組合規約の一部を変更する規約（平成19年岩手県指令市町村第1149号）附則第2項の規定により収入役が在職する期間に限り、この規則による改正後の題名、第1条第1項及び第2条（後段を加える改正規定を除く。）の規定は適用せず、この規則による変更前の題名、第1条及び第2条（後段を加える改正規定を除く。）の規定は、なおその効力を有する。